

法科大学院教育における ICT を活用した授業の 導入に向けた取組 (4)

—— ICT を活用した授業に関する FD 研究集会の開催 ——

土 田 伸 也*
大 石 和 彦**

I はじめに

法科大学院において ICT を活用した授業を実施する場合、授業を担当する教員が ICT を活用した授業の特性について十分な経験および知識を得ていることが望ましい。しかし、コストの問題などさまざまな問題があるため、これまで法科大学院教育の中で ICT を活用した授業はあまり実施されておらず、法科大学院の教員が ICT を活用した授業について十分な経験および知識を得る機会は少なかった。このことを前提にすると、授業担当教員がまずもって ICT を活用した授業と接点を持ち、当該授業について理解を深めていけるような体制を整えることが重要である。そのためには、たとえば教員向けマニュアルの作成や、ICT を活用した授業に特化した教員研修の実施などが考えられるが、ICT を活用した授業について十分な蓄積がない現

段階では、ICT を活用した授業とはどのような授業なのか、また法科大学院において ICT を活用した授業を実践することで何ができるようになり、そこにはどのような問題があるのかといった ICT を活用した授業に関する基礎的理解を教員間で共有することが重要であろう¹⁾。

そこで、中央大学法科大学院では、平成 28 年度に 2 度にわたって、ICT を活用した授業をテーマにして、FD 研究集会を開催した(第 1 回目は平成 28 年 5 月 18 日、第 2 回目は同年 12 月 14 日)。いずれの FD 研究集会でも、まずは報告者が報告を行い、その後、質疑応答を行った。

本稿では、その社会的意義に鑑み、当該 FD 研究集会の報告内容を紹介する。なお、報告内容については、報告者の発言の趣旨を損なわない範囲で修正がされている場合があることを予め付言しておく。

* 中央大学法科大学院教授・ICT 委員会委員長
** 筑波大学ビジネスサイエンス系教授

II ICTを活用した授業をテーマにした平成28年度FD研究集会〈その1〉

報告者 土田伸也

報告タイトル 中央大学法科大学院におけるICTを活用した授業の導入に向けた取組

1. はじめに

法科大学院が設立されてから既に10年以上が経過し、法科大学院は一定の実績を残しつつあるといえるが、他方で、志願者の激減等、法科大学院をとりまく状況は非常に厳しくなっている。このような事態に対応するため、国は平成27年度から平成30年度までの期間を法科大学院集中改革期間と位置付け、法科大学院の抜本的な組織見直し及び教育の質の向上を図ろうとしている。ICTを活用した授業の本格導入は、この改革のための具体的な施策のうちの一つである。そこには、法科大学院でICTを活用した授業を本格導入し、地方在住者や社会人の学修環境を一層整え、多様なバックグラウンドをもつ人材が法曹界に参入できるようにして、司法制度改革の理念を実現しようという意図がある。

2. ICTを活用した授業の類型と

それぞれのメリット・デメリット

もっとも、ICTを活用した授業といっても、いろいろなタイプがある。

第1はサテライトキャンパス型の遠隔授業で、大学間をオンラインで接続して授業を実施するタイプである。このタイプの授業には、配信先の受講者が地方大学の教職員のサポートを受けることができるというメリットや、場所や回線が固定化されているので、比較的機材トラブルが少ないというメリットがある。他方、デメリットとしては、受講希望者がサテライトキャンパスに通うことができない場所に居住している場合（いわば「地方の中の地方」に居住している場合）、結局、遠隔授業を受けられないということがある。

第2はモバイル型の遠隔授業で、法科大学院で実施されている授業に受講者がモバイルを利用して参加するタイプである。このタイプの授業は、職場や、自宅など、どこにいてもインターネットさえつながることができれば、授業に参加できるので、上述の「地方の中の地方」に居住している者であっても、受講可能であるというメリットがある。他方、デメリットとしては、大学外での受講になるため、大学の教職員によるサポートを得にくいということや、個人の機材を利用することになるので、比較的機材トラブルが発生しやす

いということがある。

第3はオンデマンド型の授業であり、録画された法科大学院の授業を後に受講者が視聴するタイプである。このタイプの授業は、いつでも、どこでも受講できるというメリットがある。他方、デメリットとしては、双方向・多方向性および同時性がないため、教育効果の低減が見込まれるというデメリットがある。

3. 本格導入に向けた

タイムスケジュール

それでは、以上のような ICT を活用した授業は、今後、どのようなタイムスケジュールで法科大学院において本格導入されようとしているのか。

まず平成26年に開催された国の中央教育審議会（いわゆる中教審）では、法科大学院教育における ICT を活用した授業に言及がされ、平成27年度中の調査研究の実施が提言された。中央大学法科大学院は、その調査研究を「平成27年度先導的・大学改革推進委託事業」として引き受け、平成27年度後期に実施している。この調査に係る報告書は平成27年度末に提出し、既に文部科学省のHP上でも公表されている。今後は、この調査結果を踏まえて、文部科学省内で新たに会議体が立ち上げられ、ICTを活用した場合の教育効果や法令の整備等について議論が行われる見通しである²⁾。その後、平成29年度には中教審においてさらに議論が重ねられ、必要に応じて関係規定の整備がされることに

なろう。そして、平成30年度から法科大学院における ICT を活用した授業が本格導入できる体制が整えられる予定である³⁾。

4. 委託事業における調査結果と分析

このように、法科大学院における ICT を活用した授業の本格導入に向けた動きは始まっており、今後、その動きは加速していくものと思われる。その際に議論の出発点に据えられるべきと考えられるのが、昨年度（平成27年度）、本学が他大学の協力を得ながら実施した委託事業の調査結果である。以下、その調査結果を要約する。

(1) 全体的な評価

まず、全体的な評価であるが、学生に実施したアンケートによると、「遠隔授業の方が通常授業よりも良い」または「遠隔授業も通常授業と比較して遜色無い」と答えた学生が全体の7割であった。このように、学生目線では肯定的な見方が多くを占めたといえる。ただ、これは全体的な評価であるため、以下では、いくつかの視点を設定し、もう少し細かく整理しておきたい。

(2) 所属大学別の評価

今回の調査は、もっぱら中央大学法科大学院の授業を地方大学に配信するというやり方で実施しており、地方大学から中央大学法科大学院に授業を配信するというやり方は実施しなかった。このことを前提にして、所属大

学別の評価についてまとめておくと、地方の小規模大学の学生の満足度については、9割以上が「遠隔授業の方が良かった」または「通常授業と変わらない」と回答しているのに対し、首都圏大規模大学（中央大学法科大学院）の学生の満足度については、6割程度が「遠隔授業の方が良かった」または「通常授業と変わらない」という回答であった。このような違いが生じた理由として、次のことを指摘できる。まず、地方の小規模校に在籍する学生の場合、大規模校で実施されている受講者の多い授業に参加することで、地方の小規模校では通常経験できない、多様な意見に触れることができるので、こういった点に地方の小規模校の学生は遠隔授業のメリットを感じることはできたのではないと思われる。これに対して、首都圏の大規模校に在籍する学生の場合、配信元であり続ける限り、特段、遠隔授業のメリットを感じられない。なぜなら、配信元の大学では、授業構成員の大半を占める教員と学生がこれまで通り、授業教室にそろっており、その意味では大きな変化はないと考えられるからである。このような首都圏大規模校と地方小規模校の遠隔授業に対する評価の格差を解消するためには、首都圏の大規模校から一方的に授業を配信するのではなく、地方の小規模校からも特色ある授業を首都圏の大規模校に向けて配信するなどの工夫が必要になろう。

(3) 授業規模別の評価

次に、規模別に遠隔授業の評価をみてみる

と、40人から50人程度の比較的規模の大きい遠隔授業および10人程度の小規模のゼミ形式の遠隔授業については、学生からの評価は概ね良好であった。これに対し、20人から30人程度の中規模の遠隔授業に対する学生の評価はそれほど良くはなかった。ただし、その原因は授業規模にあるのではなく、調査の実施方法等、もっと別のところにあるものと考えられる。

(4) 授業形態別の評価

今回の調査では、リアルタイム型の授業として、サテライト形式の遠隔授業とモバイル形式の遠隔授業の2つを実施した。サテライト形式の遠隔授業については肯定的な評価が7割以上あったが、モバイル形式の遠隔授業については学生からの評価は低かった。その原因は技術面にあると思われる。具体的には、モバイル形式の遠隔授業では電波状況の関係で何度も画像が止まるという事象が発生してしまった。こうした技術面さえクリアできれば、モバイル形式による遠隔授業も法科大学院の授業として十分成立するように思われる。

(5) オンデマンド授業に対する評価

最後に、オンデマンド形式の授業に対する学生からの評価については、概ね良好であった。具体的には、通常授業とオンデマンド授業を比較して「どちらもかわらない」との回答が5割程度、「オンデマンド授業の方が効果が高い」との回答が2割程度あった。した

がって受講者の7割程度が、少なくとも従来の授業と同程度以上の教育効果がオンデマンド授業にはあるのだと評価していることになる。ただし、オンデマンド授業については、同時性および双方向・多方向性が確保されていないことから、受講していても授業に臨んでいるという緊張感がないとか、あるいは、教員からあてられるということがないので、予習・復習を怠ってしまうといった負の面も、アンケートの自由記述欄では指摘されていた。

5. ICT を活用した授業の課題について

以上の調査結果から、ICT を活用した授業を本格導入する場合の課題がみえてきたので、次に、その点を指摘しておきたい。

第1に、ICT を活用した授業の実施の仕方についてである。たとえばオンデマンド授業の場合、同時性および双方向・多方向性が確保されていないという問題があり、法科大学院教育の理念に照らすと、すべての授業回をオンデマンド形式で実施するのは適切ではない。そうすると、仮にオンデマンド授業を許容するにしても、その実施回数や利用の仕方については、さらに検討する必要がある。また、上述したように、ICT を活用した授業には複数のタイプがあり、それぞれメリット・デメリットがあるが、異なる授業形態を相互に組み合わせることで、それらのデメリットを補うということが考えられる。このように、ICT を活用した授業の教育効果を確保していこうとする際には、異なる形態の授業を

組み合わせることの有効性についても、今後、検討していく必要がある。

第2に、ICT を活用した授業を導入するには受講者をサポートする仕組みを用意しておくことが必要不可欠であると考えられるが、それをどのような形でどの程度行うのかという課題がある。特に遠隔授業の場合、遠隔地（配信先）で授業を受けた学生は疎外感を感じる事が少なくないため、それを軽減するとともに、教育効果を高めるための教育的配慮が必要である。具体的には、配信先の受講生に特化したオフィスアワーの設定や、配信元大学と配信先大学の学生の相互交流の場の設定などが考えられる。これらの具体策を講じていく際には、配信元大学と配信先大学の大学間連携も重要になろう。

第3に、コストの課題がある。ICT を活用した授業を実施するためには、さまざまなコストがかかる。具体的には、機材の調達にかかる費用のほか、通信料、保守点検料等のランニングコストもかかるし、遠隔授業用の特別な教務システムの構築費なども考えられる。また、人件費や、リスク管理費なども考えられるところである。果たしてこれらをどのように負担していくかという課題がある。

第4に、ICT を活用した授業に関わる人材の養成という課題がある。たとえば、遠隔授業を担当する教員の場合、配信元の受講生ばかりにあてないで、配信先の受講生もできるだけあてるようにして配信先の受講生が疎外感をもたないようにするか、あるいは、マイクがきちんと話者の声を拾えるようにできる

だけマイクを口元に近づけ、直角に持つようにするなど遠隔授業に特有の教育技術がある。こういった技術を教員が身につけられるようにするためには、FD 研究集会等を開催して教員向け研修を実施するとか、遠隔授業のマニュアルを作成し、整備することなどが考えられる。同様の対応は、受講生および職員についても考えられるところである。

第5に、ICTを活用した授業が現在の法令にそもそも適合するのか、という問題がある。特に専門職大学院設置基準第8条第2項では、教育効果要件ともいうべき要件が掲げられているので、ICTを活用した授業はいずれの形態についても十分な教育効果が確保できなければ、設置基準違反となる。この教育効果要件が充足されているか否かの判断にあたっては、授業内容からしてICTを活用した授業に適しているか否か、また法科大学院の教育理念に即した授業を実施できるだけの十分な設備が整っているか否か、授業担当者がICTを活用した授業の特性を十分に認識して授業を実施するだけの教育技術を修得しているかどうかといった点などを総合的に考慮して判断すべきであろう。

6. 中央大学法科大学院の

平成28年度の取組について

以上の委託事業の成果を踏まえ、中央大学法科大学院ではこれまでの取組を発展させる形でICTを活用した授業の本格導入に向けた調査研究を継続するほか、平成28年度のICTを活用した新たな取組として複数の取組

を予定している。

第1に、琉球大学の協力を得て、琉球プログラムおよび首都圏プログラムを実施する予定である。上述したところから明らかなように、地方大学と連携してICTを活用した授業を導入しようとする場合、相互に魅力ある授業を提供し合うことが双方の学生の満足度を高めることにつながると考えられる。そこで、本学からは「政策形成と法」、琉球大学からは「米軍基地法」を相互に提供し、ICTを活用した授業の本格導入に向けた調査を継続して行う。特に後者については、遠隔授業だけで完結するのではなく、3回程度を遠隔授業とし、残り4回程度を夏季休業期間中にスクーリングという形で実施し、ICTを活用した授業とスクーリングを組み合わせた場合の教育効果について検証を行う予定である⁴⁾。

第2に、法曹リカレント教育においてICTを活用した授業を試験導入する予定である。地方在住の法曹有資格者がICTを活用して中央大学法科大学院の法曹リカレント教育を受けられるのであれば、法曹の質の確保に資する一つの取組として社会的意義が認められよう。そこで、平成28年度は、島根県弁護士会所属の法曹有資格者が島根大学でサテライト型の遠隔授業を受けられるようにして、ICTを活用した授業のみで本学の法曹リカレントプログラムの「公共政策コース」を修了できるようにする⁵⁾。

第3に、オンデマンド授業について調査研究を行う。本年度は未修者に限定して、オン

デマンド授業の必要性および有意義性を調査・検討する。とりわけ、実際、どれぐらいのニーズがあるのか、調査したいと考えている。

第4に、入試広報活動においてICTの活用を試みる予定である。例年、中央大学法科大学院は入学試験の過去問説明会を7月に実施してきたが、この説明会は市ヶ谷キャンパスでのみ実施してきたため、地方在住の受験生が専任教員による公式の過去問解説を聞くとなると、地方からわざわざ上京しなければならない。しかし、上京のための経済的負担を考え、説明会への参加を断念せざるを得なかった学生も少なくないと推測される。そこで、平成28年度は鹿児島大学と島根大学の協力を得て、ICTを活用して、サテライト形式で、過去問説明会を両大学でも試験的に視聴できるようにする予定である。

7. 将来の考えうる姿について

仮に法科大学院におけるICTを活用した授業の本格導入に一定の目的がたつとして、その先に、どのような将来像を描くことが出来るのか。最後に、この点について若干のコメントをしておきたい。

ICTを活用した授業の将来像については、大きく2つの可能性が考えられる。1つはICTを活用した授業を中心とした新コースの設置である。これは、さらに、①ICTの活用(サテライト型、モバイル型、オンデマンド型)のみで法科大学院を修了できるようにするコースの設置と、②ICTを活用した授業とスクーリングをかけあわせて(スクーリ

ングは夜間、週末または長期休暇に実施)、法科大学院を修了できるようにするコースの設置が考えられる。もう1つは、新コースは設置しないで、従来型のカリキュラムを維持しつつ、一部の個別の授業でICTを活用するに止めるというやり方である。

これらのうち、現時点では後者のほうが現実的というが、法科大学院においてICTを活用した授業の本格導入が注目されるようになった社会的背景からすると、前者のほうが望ましいともいえる。ICTの活用のみで法科大学院を修了できるコースを設置できれば、地方在住者や社会人の学修環境は大きく変化することになる。ただし、そのコストは相当なものになると考えられるので、この点を、どのようにして克服するのか、また、そのようなコースを設置することにつき、設置基準との関係は問題がないか等、多くの課題がある。

8. おわりに

法科大学院においてICTを活用した授業を本格導入する取組および議論は始まったばかりである。特に、今後、昨年度(平成27年度)の委託事業の調査研究の成果を踏まえて、国の議論がどのように進展していくか、注目していく必要がある。中央大学法科大学院としては、それらの議論を踏まえつつ、ICTを活用した授業の導入の是非およびそのあり方について、今後、議論を重ねていく必要があると思われる。

Ⅲ. ICTを活用した授業をテーマにした平成28年度FD研究集会〈その2〉

報告者 大石和彦

報告タイトル 筑波大学法科大学院におけるICT活用の取組について

1. はじめに

筑波大学は、平成28年度及び平成29年度の「法科大学院公的支援見直し加算プログラム」において、「場所的・時間的障害を解消するための多様なICTを利用した授業の開発と実践」と題した提案を行い、いずれの年度とも「特に優れた取組」との評価を得ている。以下では、同提案の平成28年度以降の実施状況を中心に、筑波大学法科大学院（筑波大学大学院ビジネス科学研究科法曹専攻）の取組を紹介することにしたい。

本稿の元になったのは、2016年12月14日（水）開催の中央大学法科大学院FD研究集会における私の報告である。中央大学は、文部科学省の「先導的・大学改革推進委託事業」として「法科大学院教育におけるICTの活用に関する調査研究」と題した取組を、主に平成27年度秋学期に実施、その結果を公にされた上、そこで得られた経験を活かし、平成28年度「法科大学院公的支援見直し加算プログラム」において、「ICTを活用した授業の導入に向けた取組」と題した提案をされている。こうした中央大学法科大学院の取組

には、かねてから筑波大学法科大学院としても大いに関心を寄せており、場所的にも近い両校の間で今後何らかの形での相互協力の機会があればと考えてきたところでもあった。このたびの報告及び本稿が、そうした両校間の相互交流に向けた一つの端緒となれば幸甚である。

2. 筑波大学法科大学院におけるICT導入の背景

筑波大学法科大学院がICTを通じた取組を行っている背景には、「社会人大学院」としての特殊性がある。そのため、法科大学院教育へのICTの導入をめぐる技術的な話題に及ぶ前に、筑波大学法科大学院がICTの導入へと向かわなければならない理由、背景につき、「社会人大学院」としての性格と関連付けながら説明を前置しておく必要がある。

筑波大学は平成元年、東京キャンパスに我が国初の社会人のための夜間開講型大学院、「経営・政策科学研究科」（現「ビジネス科学研究科」）を設置したが、その翌年には企業法学専攻（修士課程）を設置し、高度専門職業人養成のための法学専門教育の先鞭をつけ

た。さらに同8年には同研究科に、企業の経営と法律の問題をさらに専門的に研究する企業科学専攻（博士課程）を設置し、漸次拡充が図られてきた。筑波大学は、ビジネス科学研究科における上記の社会人法学教育の豊富な経験と実績を生かし、キャリア転換を目指す有職社会人のための夜間開講型法科大学院を同研究科の中の一専攻（「法曹専攻」として設置し、社会的な需要に応え、平日昼間働かざるを得ない社会人にも法科大学院において学ぶ機会を提供することとした。

筑波大学法科大学院の近年度入学者（定員36名）中社会人の割合（カッコ内は全国の法科大学院における割合）は表1の通りであり、ほぼ100%が社会人である⁶⁾。

筑波大学法科大学院では、理念的にも現実にも、有職社会人に対象を特化しているため、平日夜間及び土曜日に開講時間帯を限定するなど、カリキュラム編成上の工夫を凝らしている。さらに社会人学生特有の時間的ハンディキャップを克服するため、平成17年度の「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」に際して以下(1)及び(2)を申請し、採択されており、両者とも今日まで継続運用されている。

(1) 授業録画・ストリーミング配信システム

主に純粹未修者の復習や、欠席者・遅刻者の補充学修を目的としたものである。各年次の必修科目の授業を行うための3つの講義室（定員各50名）に、それぞれ自動録画システムを設置しており、録画予約は法科大学院事務室のPCからなされている。録画された授業は、専用サーバに蓄積される。サーバはこれまで5年前後で取り換えてきたが、各学年が修了するまで録画対象科目の各回を蓄積し得る程度の容量があるため、これまで各サーバ運用の途中で録画を削除したことはない。録画はサーバからストリーミング配信され、当該科目の履修学生が自宅等のパソコンから認証画面を経てアクセスすれば、修了までいつでも任意にこれを視聴できるようにしている（以下に配信画像の例を掲げる。）（写真1、2）。このシステムに対する学生のニーズは高く、対象講義の増加に努めてきた結果、現在では非常勤教員担当科目含め、上記教室で行われる、履修者が比較的多人数の科目の9割以上が収録対象となっている。

(2) 「リーガルクリニック」用日程管理システム

時間的制約の大きい有職社会人学生に対し

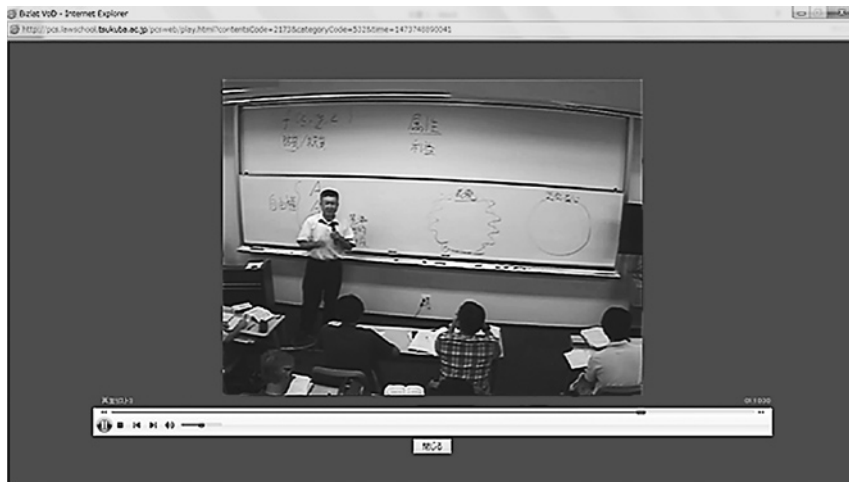
表1 筑波大学法科大学院の近年度入学者（定員36名）中、社会人の割合

入学年度（平成）	社会人入学者数	割合（全国）
28年	35	100%（19.5%）
27年	33	97.1%（19.8%）
26年	37	100%（18.6%）

写真1 授業録画選択画面



写真2 授業録画再生画面



でも実務に触れる機会を確保するため、法科大学院の教室と同じフロアに法律事務所が併設されており、「リーガルクリニック」（2・3年次対象選択必修科目）の拠点となっている。履修者は、年度当初に行われるガイダンスに出席する以外は、担当教員との協議の上

で、各自の履修目標に従い、上記の「日程管理システム」を通じ指導弁護士の日程（法律相談、打合せ、弁論期日等）を確認し、自己の職務上の日程との調整を図りながら研修を行うというフレックス・タイム制を採用している。これにより、時間的制約の大きい有職

社会人学生にも実務に触れる機会を確保している。

筑波大学法科大学院が平成 28 年度より本格実施を始めた、ICT を通じた遠隔授業の取組は、上記(1)、(2)を含めた、有職社会人学生特有の時間的ハンディキャップ克服を目的とした、法科大学院教育への情報通信技術の導入の取組の一環として位置づけられるものである。

3. 筑波大学法科大学院における ICT を通じた遠隔授業の取組

平成 28 年度及び平成 29 年度に「法科大学院公的支援見直し加算プログラム」において筑波大学が提案し、平成 28 年度以降実施している、「場所的・時間的障害を解消するための多様な ICT を利用した授業の開発と実践」と題した取組は、(1)サテライト方式、(2)モバイル方式という 2 つの柱から成る。

(1) サテライト方式

テレビ会議システムを通じ、筑波大学法科大学院の教室と他法科大学院の教室との間を結ぶ方式である。この方式を実施するための機器メーカーは複数あるが、平成 27 年度に筑波大学法科大学院が導入したのは、Polycom 社の最新シリーズ、「Group シリーズ」の 2 機（多地点対応型 1 機⁷⁾ 及び非対応型 1 機。写真 3 は前者。）である。Polycom 社製品を選んだ理由は、既に東京キャンパスを含め筑波大学が同社製品を複数導入しているため、それら既存機器との互換性の他、職員にも慣れがあり、何か不具合があったときにも対応しやすいためである。なお、以下に挙げる協力校のうち、筑波大学と同じく Polycom 社の最新機器を用いているのは静岡大学法科大学院のみであり、甲南大学法科大学院は AVer、金沢大学法科大学院は Panasonic 社（平成 28 年 8 月～12 月段階）

写真 3 サテライト方式用機器



製品を用いて、筑波大学と各校間の1対1の接続実験、さらには4校間の接続実験を行ったが、相互に互換性があり、通信に支障がないことが確認されている⁸⁾。

平成28年度の協力校は静岡大学法科大学院1校であった。静岡大学法科大学院は、北海学園大学との間で正規の単位互換を伴う遠隔授業送受信を行った経験があるが、筑波大学としては、そこで用いられた機器及び回線を用いる用意がなかったため、静岡大学の側で平成28年8月にPolycom社製機器を導入し、以後、筑波大学法科大学院との間の送受信には同社機器を用いている。

平成28年9月末に行った加算プログラム提案では、静岡大学法科大学院に加え、新たに甲南大学法科大学院及び金沢大学法科大学院の2つの協力校を得た。甲南大学法科大学院は、西宮のサテライトキャンパスに夜間コースを置き、本部の岡本キャンパスとの間で遠隔授業を行っている。そのため、既に遠隔授業のための機器が整備されていることに

加え、筑波大学と同じく平日夜間及び休日の土曜にも授業を実施しているため、社会人大学院である筑波大学法科大学院との間で遠隔授業送受信を開始しやすい環境がそろっていた。平成29年度より両校は、展開・先端科目群に属する一部科目（筑波大学「自治体法務」及び甲南大学「登記実務」、各1単位）につき正規の単位互換を伴う遠隔授業送受信を行っている。

一方、金沢大学法科大学院は、少なくとも現在のところ、夜間コースを持たないが、「紛争とその法的解決Ⅰ」（展開・先端科目群、2単位）全15回のうち9回を、筑波大学法科大学院の学生も遠隔参加可能な時間帯（金沢大学6時限：午後6時15分～午後7時45分）に設定いただいた。筑波大学からは、純粹未修者向け入門科目「基礎ゼミⅠ～Ⅲ」（各1単位）及び「企業法務」（展開・先端科目群、2単位）のうちのいずれかを送信予定である。

平成28年度中に行った、単位互換を伴わ

表2 筑波大学法科大学院における平成28年度中の実験授業送受信

日時	送信校	受信校	科目	参加人数
8月24日	静岡大学	本学	中国法	4名（本学学生）
10月14日	甲南大学	本学	刑事実務の基礎	5名（本学教員）
11月15日	本学	甲南大学 静岡大学	刑事訴訟法	8名（本学学生） 2名（甲南学生） 4名（静岡学生）
11月17日	本学	甲南大学 静岡大学	憲法	13名（本学学生） 4名（甲南学生） 5名（静岡学生）

ない任意参加の実験授業の結果の概要は以下の表2のとおりであるが、受信側から送信側の板書が見えにくいことへの対処や、受信側学生が聞き取りやすいよう送信側教員が話し方を工夫するなどの技術的な注意点もあるものの、送信側教員の講義のみならず両校からの活発な質疑応答が行われた。受信校学生にはアンケートを実施したが、対面授業との比較で遜色のない満足度を示している。

(2) モバイル方式

ウェブ会議システムを通じ、出張先等の社会人学生が大学の教室で行われている授業に遠隔参加する方式である。サテライト方式が、教室と教室とを結ぶのに対し、モバイル方式は、個々の学生と教室とを結ぶ方式であるとお考えいただければわかりやすいであろう。平成28年度以降、筑波大学法科大学院がこの方式を実施する際に用いているのは、google社の「ハンガアウト」である。これ

にはファイル送付機能及びPowerPointの表示機能があるというメリットがある。学生は携帯端末（スマホ、タブレット、ノートPC等）⁹⁾を用いる。対象科目は、平成28年度は専任教員の担当する必修科目（及び担当教員の同意を得られた一部非常勤教員担当科目）に限定していたが、平成29年度より原則として筑波大学法科大学院が設置している全科目に拡大した。

学生の出張先は国内に止まらず海外に及ぶため、サテライト方式との比較において、接続の信頼性・安定性という点で劣る側面は否定できないものの、接続の簡便性（「いつでも、どこからでも」）という観点からすれば、サテライト方式には無い美点がある。接続が成立した際には、出張先学生と教員との間の、そして出張先学生と教室の学生との間の双方向・多方向的な通信も完全に確保することが可能である。

出張先等からのモバイル方式を通じた授業

写真4 平成28年8月24日実施の中国法講義（筑波側教室）



写真5 モバイル方式を通じ遠隔参加者が教室画面に映し出されている様子



参加は、一定回数に限り“授業の出席とみなす扱い”によっている。すなわち、10コマ開講授業の場合¹⁰⁾、最大限4コマを限度として利用でき、2コマ以内については、利用の理由を問わずに利用できる。これらを超えると、利用の理由が国内外の出張の場合に限り、利用することができるとの扱いをしている。ICTを利用するにあたっては、当該授業日の前日までに、所定の申請書を事務室あてにメールにて送信することにより行うことになっている。この申請があった場合、事務室から申請した学生へ宛てて「招待メール」が送付される。これに従って操作することにより簡便に遠隔地から授業に参加できる。

平成28年度の利用件数は、35件¹¹⁾を数えており、接続成功率は現在のところ8割弱(77.14%)ではあるものの、筑波大学法科大学院の学生の一定のニーズに応えることのできる仕組であると評価することができるものと思われる。また、同方式を利用したこと

ない学生を対象としたアンケートでは、使い方が難しそうというものや、インターネット接続環境の不安を指摘する意見もあったものの、今後必要になれば利用したいという意見も多く寄せられた。このように、筑波大学法科大学院の学生が同方式に好意的である背景には、社会人であるため、授業期間中も出張を命ぜられる可能性があり、この方式の導入がなければ確実に当該回が欠席扱いとなる(その結果、期末試験受験資格すら喪失する危険が高まる)こと、仮に接続が成功しなくても、上掲の授業録画システムを通じリカバリーが可能であることがあるものと推測される。

4. 今後の課題

筑波大学法科大学院の取組は、上記の通り、サテライト方式においては正規単位互換対象科目の数及び単位数から見て、またモバ

イル方式においても、同方式で参加可能な回数から見て、現段階では射程を限定したものとなっている。これは、少なくとも一つには、万一授業の送受信が不能な事態になった場合を想定するものである。今後 ICT を通じた遠隔授業の本格展開を図るためには、この問題の克服が大きな課題となるであろう。また、ICT 機器は、購入のみならずそれ以後のラン・コストも、それなりにかかるものであるため、金銭面の裏付けがなければ、開始及び維持することは不可能である。

法科大学院全体の中で ICT を通じた遠隔授業の導入が一つの大きな流れとなるためには、上記を含む諸課題をめぐる情報を複数校間で共有し、共同で解決の道を探るための体制が形成されること、そのためには、こうした取組が、中央大学法科大学院、筑波大学法科大学院及び協力校を超えて、広がることが望まれる。時期的に、法科大学院認証評価が 3 巡目をむかえる頃かと思われるが、認証評価がこうした新たな取組(冒険?)の開始を検討している法科大学院を委縮させるような結果とはならないことを願いたい。

IV むすびにかえて

中央大学法科大学院では、以上のとおり、平成 28 年度に 2 度にわたって ICT を活用した授業をテーマにして FD 研究集会を開催した。これを通じて、ICT を活用した授業に対する教員の理解が一定程度深まったものと思

われる。ただし、そこでの時間は限られており、必ずしも ICT を活用した授業のすべてが明らかにされたわけではない。また、国の議論や、他大学の取り組みも、今後、さらに進展していくものと思われる。そのため、今後も ICT の活用をテーマにした FD 研究集会(あるいは SD 研究集会)を開催するなどして、ICT を活用した授業に対する理解をなお一層深められるようにしていきたい。

注

- 1) 文部科学省の「法科大学院教育における ICT (情報通信技術) の活用に関する調査研究協力者会議」の第 4 回会議(2016 年 12 月 26 日開催)においても、「法科大学院における遠隔授業の実施に当たっては、遠隔授業の特性に応じた授業運営・進行管理等が必要であることから、遠隔授業を実施する授業科目の特性も踏まえた適切な FD (ファカルティ・ディベロプメント)・SD (スタッフ・ディベロプメント) を実施し、随時、授業運営・進行管理等を見直し改善することが必要であること、その際、配信を行う側と受ける側が共同で FD・SD を行うことが重要であることを示してはどうか」が検討事項として指摘されている。
- 2) 会議体の名称は「法科大学院教育における ICT の活用に関する調査研究協力者会議」である。平成 28 年 6 月に第 1 回の会議が開催され、平成 29 年 3 月まで合計 6 回の会議を重ねた。同会議のメンバーは、朝田良作(鳥根大学大学院法務研究科長)、石井徹哉(千葉大学大学院専門法務研究科長)、宇加治恭子(弁護士)、大石和彦(筑波大学大学院ビジネス科学研究科法曹専攻長)、櫻見由美子(金沢大学人間社会学域・研究域長)、土田伸也(中央大学大学院法務研究科教授)、恒川隆生(静岡大学大学院法務研究科長)、中川丈久(神戸大学

大学院法学研究科長), 藤本亮 (名古屋大学大学院法学研究科教授), 吉崎敦憲 (琉球大学大学院法務研究科長), 米田憲市 (鹿児島大学大学院司法政策研究科長) である (肩書きは当時)。http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/075/index.htm

- 3) 既に一部の法科大学院では ICT を活用した授業が実施されていたが, 法科大学院において ICT を活用した授業を本格導入するための議論および体制はこれまで十分ではなかった。中央大学法科大学院では, 平成 29 年度から琉球大学, 鹿児島大学, 島根大学の協力を得て, ICT を活用した授業を新規開講し (3 科目), これとは別に中央大学法科大学院の授業を琉球大学法科大学院に ICT を活用して配信している (1 科目)。
- 4) 琉球プログラムおよび首都圏プログラムの成果については, 既に土田伸也・吉崎敦憲「法科大学院教育における ICT を活用した授業の導入に向けた取組(2) 琉球プログラムおよび首都圏プログラムの実施」中央ロー・ジャーナル 13 巻 3 号 (2016 年) 91 頁で公表されている。
- 5) 参照, 土田伸也・山田八千子・朝田良作・廣澤努「法科大学院教育における ICT を活用した授業の導入に向けた取組(3) 地方在住の法曹有資格者に対するリカレント教育と ICT の活用」中央ロー・ジャーナル 13 巻 4 号 (2017 年) 117 頁。
- 6) 筑波大学法科大学院では, 「社会人」であることを必須の入試出願資格としているが, その中には家族の介護を行っている者, 主婦等も含まれ得る。また「現役」でなくとも, 社会人経験のある者は出願資格を認められることがある (これら, 出願時点で雇用されていない者については, 法曹専攻入試委員会が出願資格を個別に審査している。)。また入学後に離職しても在学資格を失うわけではない。
- 7) 同機器が配置された教室含め計 6 地点間の接続が可能。
- 8) さらにこれまで加算プログラム提案において協力は得られていないものの, 同大学の複数

キャンパス内の通信に Sony 社製品を用いてきた大学が設置する某法科大学院とも, 平成 28 年 8 月に 2 校間接続実験を行ったが, これも問題なく繋がった。おそらく旧来の機器の間では, 異なるメーカーの製品の間には互換性が認められない場合もあったものと思われるが, 今回筑波大学法科大学院が購入した機器が, そうした複数メーカー製品どうしの互換性の問題の克服をも意識して開発された最新シリーズのものであったことも, このたびの接続実験がいずれも成功した理由の一つではあろうかと思われる。

- 9) いうまでもなく学生側が用いる機器のスペック及び回線状況で, 接続の成否が大きく左右されるため, 筑波大学法科大学院としては学生に対し, なるべくノート PC を有線で用いることを推奨している。
- 10) 筑波大学では (法科大学院に限らず全学的に), 75 分授業 × 10 回 (及びそのための予習復習) で 1 単位を認定している。法科大学院では, 1 日に 75 分授業を 2 コマ連続で行うことが多い。すなわち, 1 コマあたり 75 分授業 × 2 コマ × 5 週で 1 単位, × 10 週で 2 単位と数える科目が殆どである。本稿本文でいう「1 コマ」とは, 75 分の各コマ, 「10 コマ開講授業」とは 75 分授業 × 2 コマ × 5 週で 1 単位の科目のことを指す。
- 11) 筑波大学法科大学院の定員は 36 名, 収容定員はその 3 倍の 108 名であるが, 職務上の理由から標準修業年限で修了できない者の数が一定数にのぼるため, 在籍者数 (120 前後) を収容定員で除した数は概ね 110% から 120% の間で推移している。もっとも, これまた職務上の理由から, 休学率が高いため (平成 23 年度以降 2 割を下回ったことがない。), 結局現実に教室に通っている者の数が 100 を大きく上回ることはない。

*本取組は, 平成 28 年度中央大学教育力向上推進事業の一部として実施されたことを付記しておく。